

糸島市制施行 10 周年記念冊子作成業務 書類審査実施要領

1. 目的

本市は、令和 2 年 1 月 1 日に市制施行 10 周年を迎える。そこで、市民とともに周年を祝い、子どもたちの郷土愛の醸成を図ることを目的に、市内全小中学校の児童生徒参加型による記念冊子を作成する事業者を書類審査により選定する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 糸島市制施行 10 周年記念冊子作成業務
- (2) 業務内容 別紙「糸島市制施行 10 周年記念冊子作成業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 覚書締結の日から令和元年 12 月 26 日まで

3. 事業者選定方法

プロポーザル方式

4. 参加資格

- (1) 航空写真撮影及び冊子作成をすることができること。
- (2) 糸島市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。

5. 選定スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：7 月 22 日（月）
- (2) 参加表明書の提出期限：7 月 29 日（月）正午必着
- (3) 質問の受付締切：7 月 31 日（水）正午必着
- (4) 質問に対する回答通知：8 月 1 日（木）
- (5) 企画書の提出締切：8 月 13 日（火）正午必着
- (6) 審査結果の通知：8 月 19 日（月）
- (7) 覚書締結：8 月 20 日（火）

6. 審査・選定等

(1) 参加表明書の提出

提出書類：参加表明書（様式1）

提出期限：7月29日（月）正午必着

提出方法：持参又は郵送

提出場所：末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(2) 質問書の提出

提出書類：質問書（様式2）

提出期限：7月31日（水）正午必着

提出方法：Eメール

Eメールアドレス：keieisenryaku@city.itoshima.lg.jp

(3) 質問に対する回答

回答日：8月1日（木）

回答方法：書類審査参加者全員に、電子メールアドレス宛に回答

(4) 企画書の提出

提出書類：企画書（様式は任意。ただし、次の項目を記載すること）

- ・過去10年間の同種又は類似業務の受注実績
- ・覚書締結後から納品までのスケジュール
- ・事業者が実施する業務及び学校に協力を依頼する業務
- ・欠席者及び不登校児童生徒への対応

提出期限：8月13日（火）正午必着

提出方法：持参又は郵送

提出場所：末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(5) 審査・選定

審査日：8月16日（金）

審査結果通知：8月19日（月）に審査結果通知書より電子メールで通知する。

7. 問い合わせ及び提出先

糸島市企画部経営戦略課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話 092-332-2061

FAX 092-324-0239

Eメール keieisenryaku@city.itoshima.lg.jp